5　事業の開始のため必要となる設備資金及び運転資金の額並びにその調達方法及び返済計画

6　事業開始年月日以降５年間の収支見込み（注６）

年目：　年　月　日から　年　月　日まで			備考
収入	電気通信事業収入	千円	
	その他収入		
	計		
支出	電気通信事業支出	千円	
	その他支出		
	計		
差引利益			

注１　６月未満の事業の実績については、記載を要しない。
2　記載する社名の数に応じ、項を適宜増減すること。
3　第16条第２項第２号又は第４号に掲げる要件に該当しない事業の実績については、記載を要しない。
4　記載する役員の数に応じ、項を適宜増減すること。
5　第16条第２項第５号に掲げる要件に該当しない経歴については、記載を要しない。
6　備考欄には、算出の根拠その他参考事項となる事項を記載すること。

様式第５（第９条第１項関係）
［略］

様式第６（第12条第２項関係）
［略］

様式第７（第12条第３項関係）
［略］

様式第３（第９条第１項関係）
［同左］

様式第４（第12条第２項関係）
［同左］

様式第５（第12条第３項関係）
［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第二条　電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。